

鹿屋市建築工事等遠隔臨場試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿屋市が発注する建築工事等において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下「監督職員の立会い等」という。）に遠隔臨場を適用して受発注者の作業効率化を図るとともに、監督職員の立会い等を適切に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における遠隔臨場とは、映像・音声の双方向通信を使用して監督職員の立会い等を行うことをいう。

(試行対象)

第3条 鹿屋市が発注する建築工事及び設備工事を対象とする。

(試行の適用)

第4条 受注者及び発注者のうち、いずれの発議でも打合せ簿による協議の上、本要領による遠隔臨場を適用できる。

(実施計画書の作成)

第5条 受注者は、遠隔臨場の実施に際し、次に掲げる内容からなる実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けなければならない。

- (1) 適用する工種・確認項目
- (2) 使用機器及び仕様
- (3) 実施方法

(遠隔臨場を実施する工種・確認項目)

第6条 遠隔臨場を実施する工種・確認項目は、別表試行対象表を参考に、対象工事の特性、進捗状況等を踏まえ、遠隔臨場であっても「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られるものを受注者及び発注者間で協議して選定するものとする。

(遠隔臨場に使用する機器及び仕様)

第7条 遠隔臨場に使用する機器等は、受注者が保有しているスマートフォン、タブレット等のモバイル端末及び情報共有システムとする。ただし、寸法等の近景又は遠景の映像による確認に支障がないことをあらかじめ受注者及び発注者の間で確認することとする。

(遠隔臨場の実施方法)

第8条 受注者は、次の各号に掲げる方法により遠隔臨場を実施する。

- (1) 受注者は、事前に監督職員と動画撮影用のカメラ等又はWeb会議システム等の仕様及び通信状況について確認を行う。
- (2) 現場（臨場）における確認箇所の位置等を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。
- (3) 受注者は、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像・音声をWeb会議システム等を通じて監督職員に配信し、必要に応じて「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「計測時間」、「使用材料」等の必要な情報について黒板等を用いて表示する。
- (4) 監督職員は、受注者から配信された映像・音声及びWeb会議システム等の通信

により「監督職員の立会い等」を実施する。なお、監督職員は、「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られないと判断した場合は、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難なときは、従来の臨場を実施する。

(5) 受注者は、映像・音声を配信するのみであり、原則として録画・録音を行わない。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。

(6) 監督職員は、対象工事の関係者との情報共有等のため、必要に応じて録画・録音をすることができる。ただし、工事目的物の用途又は遠隔臨場の対象箇所・工程により機密性の確保が求められる場合は、録画・録音は行わない。

(実施にかかる費用)

第9条 遠隔臨場の実施に必要となる費用は、受注者及び発注者で設計変更の協議を行うこととする。

(留意事項)

第10条 遠隔臨場に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対し、撮影の目的、用途、映像記録として保存される場合があること等を説明し、承諾を得ること。また、作業員のプライバシーを侵害する画像及び音声配信されないよう留意すること。

(2) 動画撮影用のカメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ、並びにカメラの保持及び操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため、撮影しながら移動する場合は、進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、監督職員の指示により録画を行った場合において、公的ではない建物の内部又は人物が意図せず記録映像に映り込んでしまったときは、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。

(5) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受注者及び発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等で共有し、監督職員が当該画像・映像により確認することも可能とする。なお、本項目は受注者及び発注者間で協議し、別日の臨場（遠隔臨場を含む。）に変更することを妨げるものではない。

(6) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。

(7) 受注者及び発注者は、録画・録音する場合の情報管理を適正に行うこと。

(8) 文字及び数値の視認性を高めるため、必要に応じて手ぶれ防止機能のある機器又は手ぶれ補正装置の使用を検討すること。

(9) 改修工事の場合、来庁者及び現地職員のプライバシーに配慮するとともに、現地職員の業務に関する秘密の保持に留意すること。

(10) 本要領により難しい場合は、必要に応じて受注者及び発注者間で協議すること。

附 則

1 この要領は令和5年4月1日から施行する。

2 鹿屋市が発注する建築工事及び設備工事の工事監理業務委託において、工事監理業務の受注者が実施する工事監理業務については、この要領の例による。

【参考】現場説明書（記載例）

本工事は、遠隔臨場の試行対象工事である。受注者及び発注者間で協議の上、「鹿屋市建築工事等遠隔臨場試行要領(令和5年4月1日制定)」の内容に従い、「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」に動画撮影用のカメラ等及びWeb会議システム等を利用して遠隔臨場を行うものとする。

【別表】

試行対象表（標準仕様書等による試行対象）

【建築工事編】

項 目	章	試 行 対 象	備 考
監督職員の立会い	第 1 章 各章共通事項	各項に記載の「監督職員の立会い」 ・材料の検査に伴う試験 ・施工の立会い	
監督職員と協議	第 1 章 各章共通事項	各項に記載の「監督職員と協議」 ・疑義に対する協議等 ・工事の記録 ・品質管理 ・施工中の安全確保 ・発生材の処理等	
	第 2 章～各章	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第 1 章 各章共通事項	各項に記載の「監督職員の検査」 ・品質管理 ・材料の検査等 ・施工の検査等	
	第 2 章～各章	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第 1 章 各章共通事項	・関連工事等の調整	

注 試行対象に記載の事項は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書の項目を示す。

試行対象表（標準仕様書等による試行対象）

【電気設備工事編】

項 目	章	試 行 対 象	備 考
監督職員の立会い	第 1 編 各編共通事項	・ 施工の立会い	
	第 2 編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員と協議	第 1 編第 1 章 各編共通事項	各項に記載の「監督職員と協議」 ・ 疑義に対する協議等 ・ 工事の記録 ・ 品質管理 ・ 施工中の安全確保 ・ 発生材の処理等	
	第 1 編第 2 章 第 2 編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第 1 編 各編共通事項	各項に記載の「監督職員の検査」 ・ 品質管理 ・ 機材の検査等 ・ 施工の検査等	
	第 2 編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第 1 編 各編共通事項	・ 関連工事等の調整	

注 試行対象に記載の事項は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）の項目を示す。

試行対象表（標準仕様書等による試行対象）

【機械設備工事編】

項 目	章	試 行 対 象	備 考
監督職員の立会い	第 1 編 各編共通事項	・ 施工の立会い	
	第 2 編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員と協議	第 1 編第 1 章 各編共通事項	各項に記載の「監督職員と協議」 ・ 疑義に対する協議等 ・ 工事の記録 ・ 品質管理 ・ 施工中の安全確保 ・ 発生材の処理等	
	第 1 編第 2 章 第 2 編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第 1 編 各編共通事項	各項に記載の「監督職員の検査」 ・ 品質管理 ・ 基材の検査等 ・ 施工の検査等	
	第 2 編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第 1 編 各編共通事項	・ 関連工事等の調整	

注 試行対象に記載の事項は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の項目を示す。